

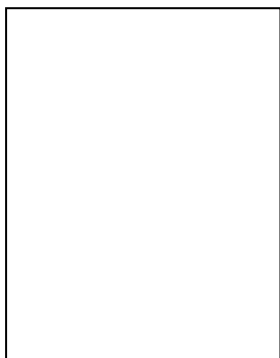
新宿区第二次環境基本計画

(案)

平成 24 年 7 月

新 宿 区

はじめに

[illegible]

A large rectangular area containing a grid of small squares. The grid consists of 4 rows and 15 columns, totaling 60 squares.

[illegible][illegible][illegible][illegible]

平成25年3月

新宿区長 中山 弘子

目 次

第1章 計画の基本的事項 1

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の基本的事項
 - 2-1. 位置づけ
 - 2-2. 対象期間
 - 2-3. 対象地域
 - 2-4. 対象範囲
- 3 各主体の責務・役割

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

- 1 環境を取り巻く社会的動向
 - 1-1 全国的な環境トピック
 - 1-2 国・都の環境動向
- 2 新宿区における取組状況と課題

第3章 計画の目指すもの

- 1 計画策定の視点
- 2 基本理念、目指すべき環境像
- 3 計画の目標（5つの基本目標と横断的な取り組み）
 - 3-1. 5つの基本目標
 - 3-2. 横断的な取り組み

第4章 リーディングプロジェクト

プロジェクト（3～5）

第5章 個別施策と各主体の取り組み

基本目標1：心の豊かさを高める快適空間を創出します（まちの快適性）
基本目標2：資源循環型の社会を構築します（資源循環）
基本目標3：安全安心な暮らしを守ります（身近な生活環境）
基本目標4：地域に根ざしたエネルギーの確保と効果的利用を目指します
（エネルギーマネジメント）
基本目標5：新たな都市モデルとなるクールアイランドの形成を目指します
（地域・地球環境保全）

第6章 推進体制と進捗管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理

資 料 編

第 1 章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

私たちの新宿区は、約 32 万の人口とその倍を上回る 70 万を超える来街者を抱え、首都東京の中心機能である都庁舎が立地し、世界一の乗降客数を誇る新宿駅、日本一の大繁華街と言われる歌舞伎町を有し、まさに日本の中心に相応しい都市として発展を続けています。新宿副都心地区には高層ビル群に代表される業務オフィスが集積し、また早稲田大学や東京理科大学といった大学・学校も多く、そこでは日本の最先端の研究や技術開発が行われています。

また、落合地区や戸山団地をはじめとした住宅団地や、商店街や中小町工場が点在する混在型の住宅地も広がり、人々の生活の場ともなっています。そこには神楽坂をはじめとした路地・坂の親しみやすい地形、花園神社や四谷寺町などの社寺仏閣、漱石生家跡など歴史文化が根付いており、暮らす人や働く人の憩いの場ともなっています。

市街地のイメージが強い新宿区ですが、新宿御苑、神宮外苑、おとめ山（落合）、箱根山のようにまとまった自然も残っており、神田川や妙正寺川などの水辺、江戸時代の武家屋敷に由来する戸山公園、新宿のシンボルとなる新宿中央公園など水と緑にも恵まれ、そこには多くの生物が棲息する緑豊かな都市でもあります。

このように我が国を代表する新宿区ですが、一方で事業活動や日常生活からの環境負荷の増大も懸念されています。オフィスから排出される CO2 や使用するエネルギーは多量です。繁華街における悪臭などの問題も発生しています。また、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など地域・地球規模での課題も深刻化しています。

さらに、昨年 3 月の東日本大震災での教訓を契機に、今後一層の節電や創エネ（ネガワット発電）¹を促進するとともに、太陽光といった再生可能エネルギーの利用・普及促進と、これらを複合的に連携させた自立型・分散型エネルギーシステム（スマート・コミュニティづくり）の喫緊性も高まっています。

これらの課題に対して、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギーといった“新宿力”²を存分に発揮し、区民・事業者・行政の協働と関係団体や学術研究機関との連携のもとに、住む人、来る人、活動する人を問わず、子供からお年寄りまで全ての人が安心・安全に活動でき

¹創エネ（ネガワット発電）

企業や家庭が照明をLED電球に交換したり、これまでムダ遣いしていた電気を減らすことにより、他で使える電力を増やすこと。相対的に新たに発電するのと同じ効果が、欧米では導入が進んでいる省エネ策の一つです。ちなみにネガワットとは、文字どおり電力の単位「ワット」の「ネガ」、つまりマイナスの電力、使われなかった電力を意味します。

²新宿力（「新宿区基本構想」より）

新宿の強みとして以下の2つを意味します。

①自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力

②多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギー

る環境を、皆の力で創りあげていくことが必要となっています。

特に昨今の地域・地球レベルでの環境問題は、私たちの生活や事業活動と密接に結びついています。これらは、私たちが自らのことだけを考えるのではなく、より広域的な視野で考え、一人ひとりができることを地道に取り組んでいくことが、解決への道筋になります。そして、こうした取り組みを今すぐにでも進めなければ、新宿区の良い環境を次の世代へ引き継ぐことさえ危ぶまれます。

一方、このような取り組みを進めるための基盤となる地域の繋がりは、ますます希薄になってきています。さらに昨今の経済情勢の低迷もあり、環境よりも経済を優先する考えの人も増えつつあります。

しかし、私たちが本当に安心・安全な生活を確保し、そこに真の心の豊かさを見出すためには、良い環境は無くしてはならないものです。このためには全ての主体、全ての地域を超えた、あるいは包含した連携・協働のもとに、新宿区全体が一丸となって取り組みを進めることが重要です。

新宿区では、2004年（平成16年）に『新宿区環境基本計画』を策定し、2008年（平成20年）には「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として計画改定を行いました。その後、2011年（平成23年）3月に「新宿区地球温暖化対策指針」を策定するなど、環境政策を着実に進めてきました。

これらに加え、今、まさに必要なのは、全ての主体が協働し、一体となって環境への取り組みを進めること、そして、強い原動力の一つである“経済面”を環境分野に取り込み、環境と経済が両輪となって強烈に進めていくための“グリーンイノベーション”を起こしていくことです。

この『新宿区第二次環境基本計画』は、新宿区の将来の環境を見据えながら、新宿力を存分に発揮し、各主体の連携・協働と経済面との統合を土台とし、次の10年間に進めるべき基本目標と具体的な施策、取り組みを示しています。この計画に基づき、一人ひとりが“できること”を“着実に実行する”ことにより、今以上に素晴らしい新宿区の環境が築かれていきます。

そして、良い環境の保全のみならず、生活、経済、都市活動が一体となって好循環を巻き起こし、ひいては私たちの真の幸せの実現に繋がるのです。

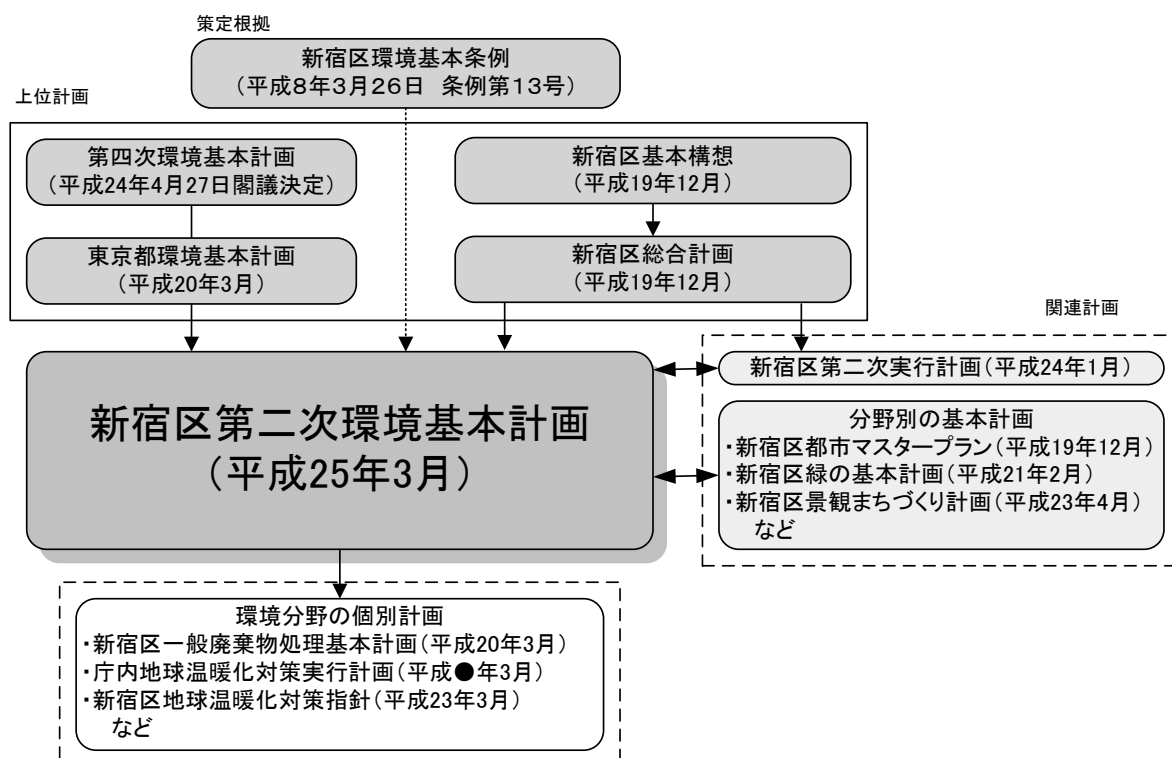


2 計画の基本的事項

2-1. 位置づけ

環境基本計画は、新宿区環境基本条例第7条³の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画であるとともに、新宿区基本構想及び新宿区基本計画に基づく環境分野の個別計画でもあります。

また、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、景観計画など、他分野の基本計画との整合性や役割分担に留意しつつ、各計画と相互連携していくことが大事である。



³新宿区環境基本条例第7条

区長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ新宿区環境審議会の意見を聴かなければならない。

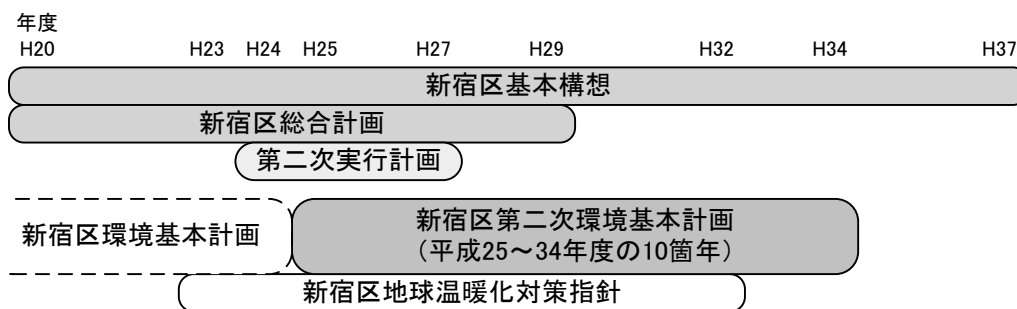
4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2-2. 対象期間

本計画の対象期間は平成 25 年度（2013）～平成 34 年度（2022）の 10 箇年とします。



◆計画の対象期間

2-3. 対象地域

本計画の対象となる地域は、新宿区全域とします。

2-4. 対象範囲

本計画の対象となる環境分野はおおむね以下のとおりです。

環境分野	具体的な項目
自然環境	・自然とのふれあいの場（公園、河川など） ・ビオトープ ・生物多様性
都市環境	・まちの美化（ポイ捨て防止、路上喫煙対策など） ・公共交通などのインフラ整備 ・まちなみ、景観
資源循環	・3 R（リデュース、リユース、リサイクル） ・ごみの適正処理
生活環境	・公害対策 ・有害汚染物質対策
地域・地球環境	・省エネ、省資源 ・創エネ、蓄エネ ・地球温暖化 ・ヒートアイランド現象 ・低炭素まちづくり
参加と協働	・環境教育、環境学習 ・環境活動 ・情報発信、意識啓発
環境と経済	・産官学連携 ・グリーン経済、環境ビジネス

3 各主体の責務・役割

地球温暖化をはじめとする環境問題は、日常生活や事業活動などあらゆる人間活動に起因していることから、社会を構築する全ての主体が自らの問題として認識し、それぞれの立場でできることから取り組みを進めていくことが必要です。

新宿区環境基本条例の理念に基づき、各主体の定義と責務・役割は次のとおりとします。

主体	定義	主な責務
区民 地域組織・NPO 小中学校	新宿区に住む人はもちろん、新宿区で働き、学び、活動する人、いわゆる昼間人口も含まれます。 また、地域でまちづくり活動や交流活動に取り組む活動団体、NPOまたはコミュニティグループなどの組織も概念として定義します。 なお、新宿区の将来を担う小中学生は環境教育などで特に重要であるため、別途特筆することもあります。なお、「学校」と書かれている場合は、区立の小・中学校を言います。	新宿区内でも地域による特色があり、取り組みやすい施策にも地域によって違いがあります。そのため、地域特性にあわせ、個人と団体等が連携して取り組むことが重要です。
事業者 大学・学術 研究機関	新宿区内で事業活動を行う企業、商店、病院等の法人や、小売業や自由業などの個人事業者も含まれます。 また、大学などの学術研究機関や教育機関も事業者として含めて考えます。	事業者が環境に与える影響は少なくありません。一連の事業活動を見直し、環境への負荷の低減に努め、環境に配慮した活動への転換が求められます。 新宿区は多くの企業や商店街が集中している地域でもあります。そこでは各種環境保全活動が行われていますが、オフィスや中小事業所においても展開を図る必要があります。
区	区は2つの側面があります。一つは行政として、環境施策等を推進する立場になります。もう一つは、区自体も様々な事業活動を行う事業者としての側面です。	行政の立場としては、環境に関する施策、プロジェクト、取り組みを各主体との参加・協働のもとに推進していくことが求められます。 一事業者の立場として、環境負荷低減等の取り組みを率先して進めることが求められます。

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

◆地球温暖化対策・低炭素まちづくり

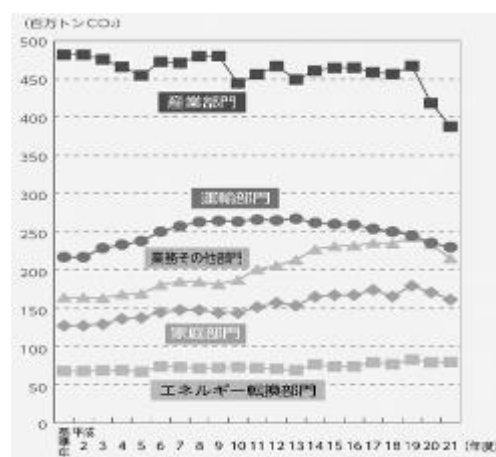
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年（平成19年）にとりまとめた第4次評価報告書では、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74℃上昇し、最近50年間の気温上昇の速度は過去100年間のほぼ2倍に増大するなど、依然として深刻な状況にあるとされています。この対策の枠組みとして2009年（平成21年）に30近くの方に・機関の首脳レベルの協議交渉により「コペンハーゲン合意」が作成され、我が国はこれに基づき「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を気候変動枠組み条約事務局に提出しました。

2010年（平成22年）にメキシコ・カンクンで開催されたCOP16では、途上国から先進国に対して京都議定書の第二約束期間の設定に関する要求があり、すべての主要国を含む枠組みの保証がない状況から議論が紛糾しましたが、最終的には先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられ、我が国が目指す次期枠組みの基盤となるカンクン合意が採択されました。この中では最貧国向けの気候変動適応計画の策定や、途上国支援に関連した事項が盛り込まれ、重要な前進となりました。

日本国内のCO₂排出量の推移では、運輸部門、産業部門は減少傾向にあります。業務その他部門、家庭部門は増加傾向となっています。また、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市から発生しており、都市の低炭素化を図るための基本的な方針、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく取り組みなどによる「低炭素まちづくり」が全国で進められています。

日本の部門別CO₂排出量の推移

（資料：環境省）



低炭素まちづくりのイメージ（資料：国土交通省）



◆グリーン経済

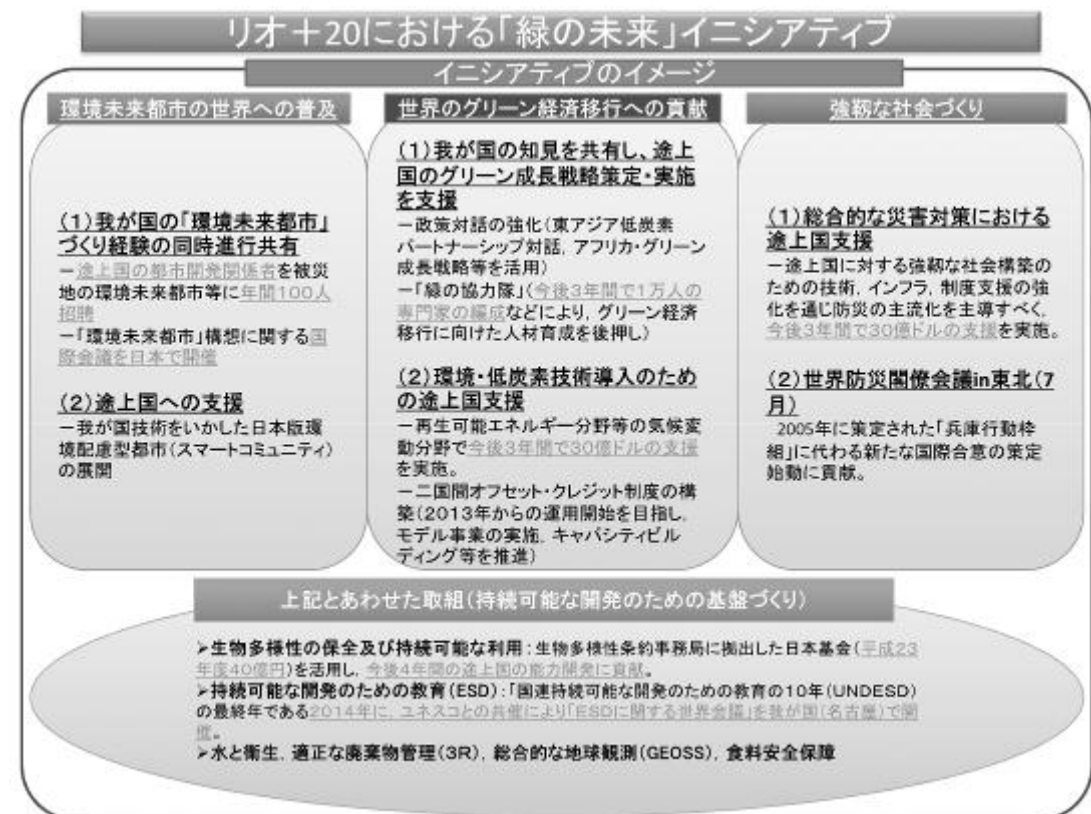
グリーン経済は、環境エネルギー分野での革新（グリーンイノベーション）を起こすことで環境と経済の両立を図り、新たな産業と雇用の創出やライフスタイルの変換などにより持続可能な社会を実現するものです。

グリーンイノベーションは、政府の「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）では 7 つの戦略分野の筆頭に位置づけられ、具体的には再生可能エネルギーの普及・発展、環境未来都市の創造、森林・林業の再生が掲げられています。環境分野で、140 万人の雇用と、50 兆円の需要を創造することとなっています。

新成長戦略 21 の国家戦略プロジェクト工程表（資料：環境白書）

早期実施事項 (2010年度に実施)	2011年度に実施	2013年度までに 実施	2020年までに実施すべき成果目標
グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト			
1. 「固定価格買取制度」の導入等	全量買取方式による固定価格買取制度を廃止する政策パッケージ導入（固定価格買取制度については、2012年度からの導入が目標）		再生可能エネルギー関連市場 10兆円
2. 環境未来都市	環境未来都市整備促進法案（仮称）の整備	地域指定・国際展開	世界トップクラスの 環境未来都市の創設
3. 森林・林業再生プラン	実行プログラム作成 木材利用促進法制定	・森林管理・技術者の育成 ・伐採規制見直し・路網整備 ・「森林整備・環境保全直接支払制度（仮称）」導入等	木材自給率 50%以上

「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」における「グリーン経済への移行と持続可能な開発のガバナンス強化」といった新たな政治的コミットメントの表明（今年 6 月予定）など、“環境”をキーワードとした安心・安全の確保、グリーンイノベーションをまちづくりに活用・発展させることが期待されています。



◆生物多様性

平成 22 年 10 月に名古屋市で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されるなど、生物多様性に対する意識が全国的に高まっています。

生物多様性を損失させる要因として、「人間活動における生態系の破壊」「外来生物などによる生態系のかく乱」といった直接的な要因から、「地球温暖化による危機」といった間接的要因などがあり、都市生活を営む上でも生物多様性への配慮が必要となっています。

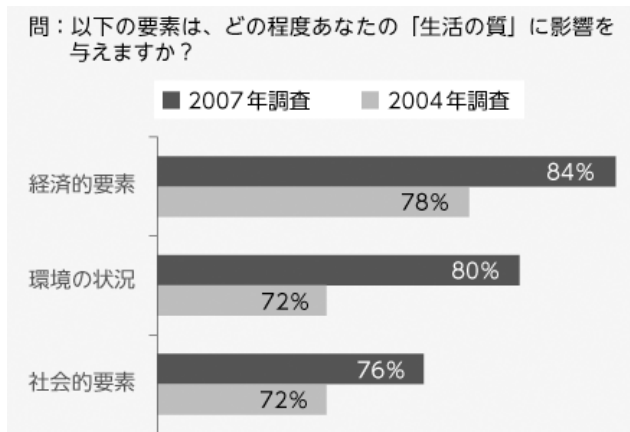


◆安全安心、心の豊かさ

人々が望む「豊かな暮らし」とは、主に持続可能な環境と経済と社会の3つの側面の安定の上に成り立っていると考えられます。近年、価値観の多様化から全世界的にGDPに代わる指標により“豊かさ”“幸福”を測定しようとする動きがあり、従来の経済指標ではとらえきれない要素も、価値を保全し高めていくことが検討されています。

今から約 40 年前にブータンのワンチュク国王は「GNH（国民総幸福度）」という概念を打ち出し、物質的な豊かさ（GDP）だけでなく、精神的な豊かさも同時に進歩させていくことが大事であると発言しました。近年になり、日本でもモノよりココロの豊かさを大切にする傾向が見られるようになりましたが、そのココロの豊かさを具現化するための要素として、「環境」も重要な要素のひとつであると言えます。

EUが2008年に発表した生活の質に関する調査結果（抜粋）
 （資料：環境白書）



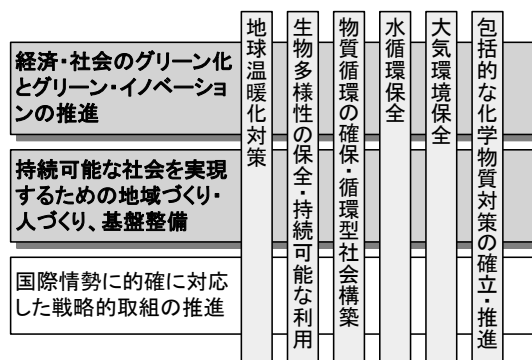
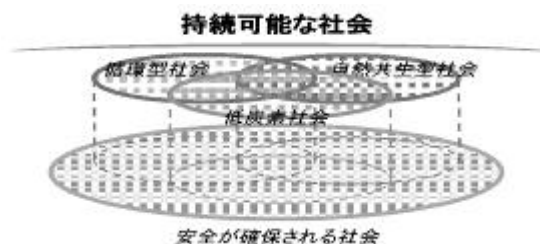
1-2 国・都の環境動向 ※今後、最新データに更新します

◆「第四次環境基本計画」（平成24年4月27日・閣議決定）

政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、今回の計画は、平成6年、平成12年、平成18年に続く第四次の計画となります。環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。

この、第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられています。

また、環境の各分野に共通する重点政策として、個別的分野全てに共通するものとして横断的な3分野を位置づけ、「個別的分野」と「横断的分野」の両軸からの推進が打ち出されています。特に、横断分野においては「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備」が掲げられ、環境政策を推進するため重要な仕組みとして認識されています。



◆「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について（中間とりまとめ）（東京都：平成23年11月21日）」

東日本大震災を受けて東京都が直面した課題として以下の3つを掲げ、これに対する早急な対策を講じることとして、東京都環境審議会において議論されてきた内容の中間とりまとめです。これに対してパブリックコメント（H23.12.20まで）を行い、平成24年春に答申を行うものとしている。

省エネルギーとエネルギー供給の安定確保・低炭素化 ・災害時の系統電力供給の不安定化と社会経済活動の制限 ・火力発電への依存度の高まりに伴うCO ₂ 排出量の増加	震災に伴う環境リスクへの対応 ・化学物質や高圧ガスの保管施設での事故 ・放射性物質のリスクや都民の不安	日本及び東京の国際的地位の低下 ・プレゼンスや国際競争力の低下
低炭素・高度防災都市を目指した環境エネルギー政策 (1) 合理的な省エネルギーの更なる推進 (2) 低炭素・分散型エネルギーの推進 ・自立・分散型エネルギーの確保 ・より低炭素な火力発電への転換 ・再生可能エネルギーの普及拡大 (3) 都市づくりにおける省エネルギーと低炭素・分散型エネルギー有効活用	災害に伴う環境リスクから都民生活を守るための対策 (1) 高圧ガスや化学物質の安全対策 (2) 火力発電所等の稼働増への対応 (3) 事故由来放射性物質によるリスクや都民の不安への対応	震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上 (1) 環境面での東京の魅力を高める (2) 世界の都市の環境問題解決に積極的に貢献する (3) 地球規模の環境問題に先端的に取り組む

2 新宿区における取り組み状況と課題

新宿区では、平成 15 年度に第一次となる環境基本計画を策定（平成 19 年度改定）し、区民・事業者とともに、さまざまな取り組みを行ってきました。ここでは、新宿区におけるこれまでの取り組み状況等から、今後に向けての課題を整理します。

◆参加・協働

平成 16 年 6 月に環境学習情報センターが開設され、ここを拠点にして様々な環境活動が行われ、環境保全のための普及・啓発、情報発信なども行われてきました。また、地域での美化活動など、地域住民や団体、事業者による環境活動も積極的に行われるようになってきています。



この 10 年で環境に関する情報も広報などを通じ、行政サイドから積極的に提示されるなど、環境情報の共有化が進むとともに、それぞれの主体による活動の活発化などもみられるようになってきましたが、今後は、各種情報の一元化など、区民の欲しい情報が効率的に提供できるような工夫や、各活動団体等の相互交流、協力・評価しあう体制づくり等が必要になってきています。

また、区では中小企業向けの融資制度や商店街が実施する活動（ゴミゼロ運動、エコマネーの導入等）やイベント事業に補助金を交付していますが、企業における制度の導入実績や商店街主催イベントへの参加者数などについては伸び悩み感もあり、さらなる既存制度の周知、利用促進や商工業者が行う活動、イベント等への支援が必要となっています。

◆環境教育・学習

エコリーダー養成講座の修了生による出前講座が小中学校や児童館で行われるなど、区内での環境学習の取り組みはますます広がりを見せています。また、省エネ・環境マネジメント実践講座やエコビジネスCSRセミナーといった事業者向けの環境教育プログラムも充実してきました。

今後は、環境に興味のない人に対するPRも含めて、環境学習・環境教育のすそ野を拡げていくことも必要になっています。

◆自然とのふれあい

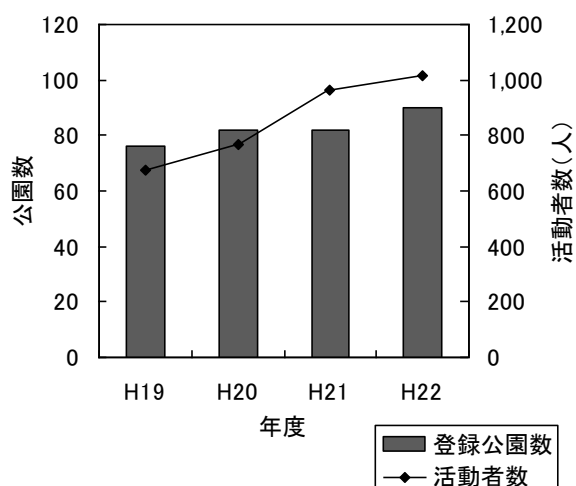
公共施設の緑化やビオトープの整備などの都市緑化が進められ、区全体の緑被率（将来目標：25%、H22 現在：17.87%）も年々増加傾向にあります。平成 22 年 3 月には戸塚地域センター内に「神田川ふれあいコーナー」が開設されるとともに、階段護岸などの親水施設も整備されるなど、水辺とのふれあいの場も整備されてきました。

また、公園や道のサポーター制度による登録数や活動者数も年々増加しているとともに、協働によるビオトープや公園づくりが進められています。

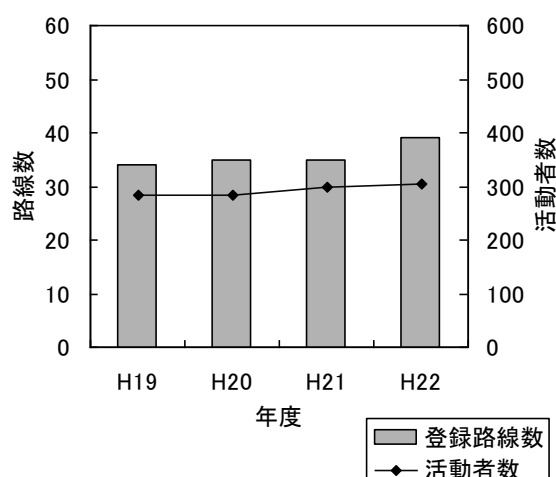
今後は、これら身近な自然とのふれあいや活動を通して、都市における自然のあり方、係わり方についての区民や事業者の考えを整理しながら、都市におけるみどりの重要性について、区民や事業者と一緒に考えて、区内の自然の質を高めていく必要であると考えられます。



公園のサポーター制度



道のサポーター制度

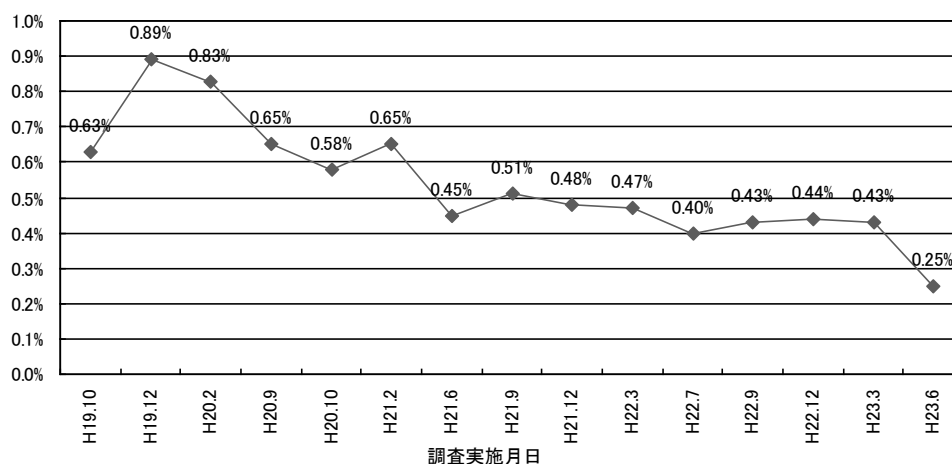


◆都市アメニティ（快適性）

平成 17 年 8 月の「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の施行に伴い、区内全域での路上喫煙が禁止となりました。それ以降、ごみゼロデー参加者の増加や路上喫煙率の低下など、まちの美化に対する区民の意識は着実に向上しています。しかし、一方で条例を知らない来街者が多い繁華街など、一歩中に入るとまだまだ路上喫煙が見られるなど、さらに対策や啓発活動をしていく必要もあります。

路上不法占用物件等の追放や放置自転車・路上駐車対策については、区民や事業者、警察などが連携して監察や啓発活動を行うなど効果的な対策を展開していることもあり、全体的に改善傾向を示しており、今後もさらなる活動の推進が求められています。

路上喫煙率の推移(新宿区資料)



平成 21 年 4 月には景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」(平成 23 年 4 月改定)が策定され、この計画をもとに、まちなみや景観に関する施策の展開や規制誘導が行われています。また、地域環境特性を活かしたまちづくり推進の一環として、東京大学・早稲田大学・工学院大学との協働により「景観まちづくりガイドブック」が発行され、区内に 10 地域ある特別出張所単位で、それぞれの地区の景観特性に合わせた方針が示されています。

このように、今後、街並みなどの景観への配慮については、この景観まちづくり計画と調整を図りながら、進めていく必要があります。



◆資源循環

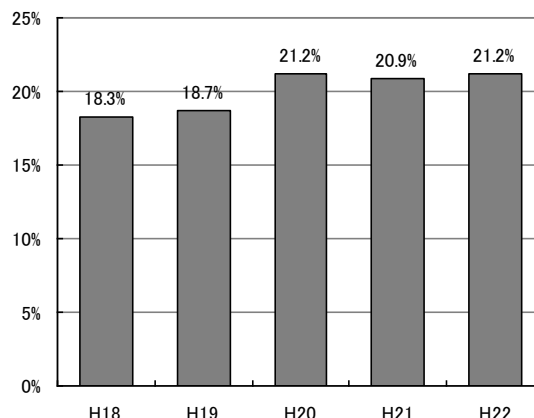
リサイクル活動センターでは、家具のリユース事業や日用品修理再生事業「日用品ホスピタル」「おもちゃ修理」、月1回のフリーマーケットを行うなど、リサイクル活動の拠点となっている他、新宿清掃事務所でも、リサイクルの必要性やごみ分別体験などの出前講座が実施されています。

また、H21.10に、新宿発「エコな暮らし」3R協働宣言を実施し、区民のみならず、通勤通学者、来訪者に対して広く情報を発信するなどの普及啓発も行っています。

このように、ごみの発生抑制や資源循環に対する考え方は、広く区民に浸透しており、ごみの排出量も着実に減少し、資源化率も向上しています。

一方、ごみの排出抑制や資源循環に配慮した生活をおくっても排出されるごみはあります。これらのごみについては、安全、適正に処理する必要がある、路上などに放置される不法投棄ごみについても、まちの美観にも関わってくる問題であるため、区民や警察などと協働するなど監視体制を強化し、発生抑制や再発防止につなげていく必要があります。

資源化率の推移(新宿区資料)



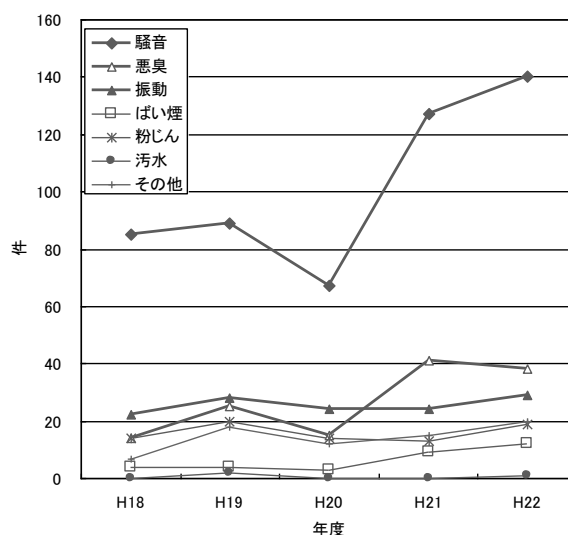
◆公害問題・環境汚染

新宿区内においては、大気環境や水環境などの都市型公害については、一部の項目を除き、環境基準に100%適合し、改善の方向にあるといえます。ただ、近年では悪臭や騒音といった新たな生活型公害が増えている現状にあります。

有害化学物質については、都と連携して規制や監視を行っています。平成23年には新宿区の地場産業である印刷製本関連の事業者と地元住民による、化学物質の環境配慮への取り組みに関する意見交換会が行われ、リスクに対する情報公開が進められています。

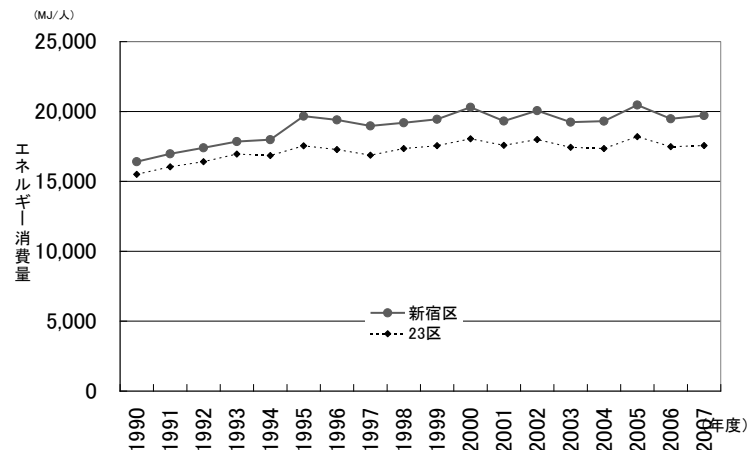
また、自動車交通については、庁有車に関しては、環境にやさしい車の導入が進んでいるように、排ガスによる大気汚染だけでなく、地球温暖化への影響などにも考慮した対策を進めていく必要があると考えられます。

公害苦情件数(新宿区資料)



◆エネルギー利用

家庭のエネルギー消費には、区内の人口や世帯数の変化によるエネルギー消費構造の変化が大きく関わっていると考えられます。新宿区は、人口はほぼ横ばい傾向であるものの世帯数は平成7年度以降増加しており、核家族化が進んでいます。こうした影響もあり、新宿区の一人あたりエネルギー消費量も増加傾向にあり、23区平均を上回っています。



新宿区一人あたりエネルギー消費量

(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成)

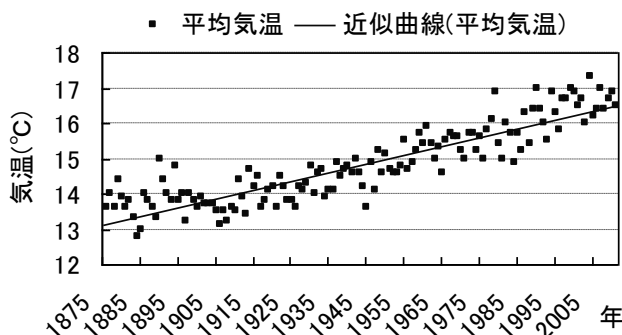
エネルギー問題については、東日本大震災以降、都内でも計画停電が行われるなど、エネルギーリスクに対する危機意識も高まっています。このような中で地域分散型エネルギーによるリスク管理なども考えていく必要があると考えられます。

◆地球温暖化・ヒートアイランド対策

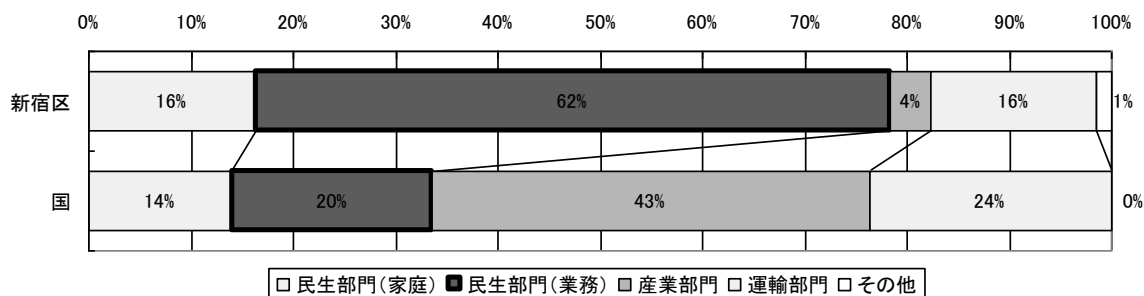
地球温暖化は依然として深刻な地球環境問題であり、人間活動だけでなく自然界の様々な生物の生息域に大きな影響を与えています。東京都区部における平均気温の推移を見ると、新宿区においても温暖化傾向がうかがえます。

新宿区のCO₂排出量は3,137千t(2008年)であり、1990年(2,464千t)と比較して増加しています。この内訳を見ると、「民生部門(業務)」が約6割と突出しています。全国的には工場などの産業部門が最も多くなっていますが、オフィスやサービス業などが集中する新宿区の地域特性を反映していると考えられます。

都区部における平均気温の推移(気象庁資料)



【新宿区と国における部門別二酸化炭素排出量の比較】



こうした現状に対し、区では平成23年3月に「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、CO₂削減に向けた取り組みを実施しています。太陽光など再生可能エネルギーの利用やカーボンオフセットによる取り組み、さらにはライトダウンキャンペーンなど区民・事業者とのイベント実施などにより、平成22年度は約1,100tのCO₂を削減しました。また、区有施設においては、小学校等における太陽光発電施設の設置をはじめ、壁面緑化や屋上緑化、遮熱透水性舗装の実施など様々な取り組みが行われています。

ヒートアイランド現象の要因としては、クーラーや車などからの人工排熱の増加に加え、都市の緑の減少などが挙げられますが、新宿区の緑被率(H22)は17.84%と前回調査(H17)からは微増しており、今後も緑量の増加が求められます。

ヒートアイランド対策に向けた取り組みの一つとして、新宿区では平成20年度から毎年「新宿打ち水大作戦」を展開しています。小中学校など区有施設、団体・企業、個人などの協力により、平成22年度は延べ約10,000人が参加して実施されました。打ち水を実施した“落一環境アドベンチャー”から、38度あった路面温度が34度まで低下したとの報告がありように、効果的な取り組みとして、継続的に区民や事業者に広げていく必要があります。



第3章 計画の目指すもの

ここでは、新宿区が目指すべき環境像を示し、それを実現するための5つの基本目標と横断的な取り組みについて示します。

第3章 計画の目指すもの

1 計画策定の視点

第一次計画策定以降、区民や事業者、区などにより様々な活動や取り組みが行われてきました。また、昨今の社会情勢もこの10年で大きく変化し、特に東日本大震災以降はエネルギー対策など環境問題が喫緊の課題として注目されています。

第二次計画となる本計画では、それらの背景を踏まえ、以下の3つの視点に重点をおいて、計画を策定しました。

◆事業者や区民などによる「新宿力」を活かした環境への取り組み

新宿区は、都内でも人口・事業所の集積が高く、様々な人が活動しています。とりわけ、中小の事業者が多いことや、大学・高校などの教育機関もあり、“産学官の取り組み”も期待されます。そして、これらによって創造される「環境ビジネス」や「グリーン経済」を世界に発信し、環境都市としての「ブランド意識」のさらなる醸成が求められます。

また、環境学習情報センターなどでは、区民・NPOなどによる様々な活動が行われていますが、今後の参加者数の増大を図るとともに、こうした活動を展開し、地域で活躍する人の育成や活動拠点を確保していくことも必要です。

◆エネルギーマネジメント及び地球温暖化・ヒートアイランド対策の効果的推進

新宿区では、「地球温暖化対策指針」（平成23年3月）に基づき、低炭素な暮らしを実現する取り組みが進められていますが、東日本大震災をきっかけに省エネ・創エネ（節電など）の重要性・緊急性が増しています。これらはエネルギー問題として地球温暖化・ヒートアイランド対策とも密接に関わり、かつ低炭素まちづくり、スマートコミュニティなど地域づくりとしての視点も求められており、区民と事業者の連携のもと、これらの対策を効果的に推進することが引き続き求められます。

◆生物多様性や災害リスク軽減など、環境に求められる新たな視点の追加

食糧や医薬品の提供、緑や森林による気候や環境の調節、精神的な安らぎの場の提供など、新宿区のような高密都市においても生物多様性による恩恵は大きいものがあります。区内での自然とのふれあいや連携都市での森づくりなどを通じて生物多様性の理解を促し、区民による社会経済活動にこうした考えを浸透させることがますます大切になっていきます。

また、阪神大震災や東日本大震災の教訓から、予想される大地震に備えた都市構造の構築を目指すとともに、地震発生後における人命や財産へのリスクを軽減し、事業活動再開や復旧復興に要する期間を縮める必要があります。このため河川や緑地を適切に保全することによる減災や、有害物質の適切管理や放射能対策など災害リスク軽減の視点が重要になっています。

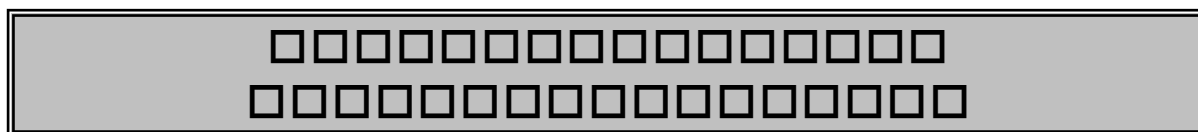
このような環境に求められる新たな視点について、10年後を見据えた計画として適宜追加することが必要です。

2 基本理念、目指すべき環境像

この計画の基本理念は、新宿区の持つ地域資源を活かしながら、区民、事業者、行政などが一体となって、みんなで新宿の環境を創り上げていくことを目標とします。

この基本理念のもと、新宿区に関わる全ての人が環境を意識した生活や活動を常に行うことにより、環境と共生したライフスタイルが当たり前に営まれているまちを目指します。

【目指すべき環境像】



(仮・事務局案)

“新宿力”による環境まちづくりにより
安全安心な環境と心の豊かさが実現されたまち

新宿の特長として、人の集積、企業集積、学術・研究機関集積といった「様々なリソース集積」があげられます。

これらのマンパワーを集めた「新宿力」を、環境を軸にした様々な活動に取り入れることにより、これからの新宿区は、「賑わいのあるまち」に加え、「環境に配慮したまち」として、社会、経済、環境が融合した新たな都市モデルとなり得るはずです。

ここでいう「環境まちづくり」とは、新宿区のもつ魅力や資源を活用し、区民・事業者・関係団体など「新宿力」により磨きをかけながら、産業経済活動や日常生活などに組み込んでいくことをイメージしています。

自分たちの“まち”を自ら見つけ、日々の活動に組み込むことで、経済と環境の両輪で進んでいく。この結果、環境活動が定着し、環境をきっかけにして産業や日常生活が充実する。そして、安全で安心して暮らせる環境が整い、ひいては誰もが心の豊かさを感じることでできるまちの実現につながります。

3 計画の目標（5つの基本目標と横断的な取り組み）

本計画では、目指すべき環境像実現のために、5つの基本目標（個別分野）を設定するとともに、それらをつなぐ横断的な取り組み（横断分野）を位置づけ、縦横両軸による施策展開を図っていきます。

3-1. 5つの基本目標

新宿区を取り巻く様々な環境要素を「まちの快適性」「資源循環」「身近な生活環境」「エネルギーマネジメント」「地域・地球環境保全」の視点で集約し、それぞれをひとつの柱とした5つの基本目標を設定しました。

基本目標1：心の豊かさを高める快適空間を創出します（まちの快適性）

区民意識調査の中で、環境面からみた新宿区の将来像について聞いたところ、「緑・水辺・公園などが身近にあり、うるおいとゆとりのあるまち」「ごみのないきれいなまち」といった、身近な自然の充実やまちなみの美しさを求める声が多くなっています。

新宿区では、ポイ捨て防止条例の施行や景観まちづくり計画の策定など、まちのアメニティを高める対策も進められており、まちの美化に対する区民の意識は着実に向上しており、今後は、条例を知らない来街者なども含めて、更なる対策や啓発活動を進めていきます。

また、生物多様性に対する意識が全国的に高まる中、新宿区においても、新宿中央公園ビオトープや地域のビオトープ拠点、

神田川親水テラスなどで、生き物や水辺に親しむ活動が行われ、自然とふれあえる場も増えてきています。区民意識調査の中でも、生きものとのふれあいや生物多様性について、「身近な生きものを観察したり、野外に出て自然と積極的にふれあうことが大切」や「子どもの頃から身近な生きものに興味を持てるよう学校で教育を行ってほしい」と考えている人が多く、身近な生きものや自然地を通して、自然の質の向上へとつなげていきます。

このような中で、自然とのふれあいや美しいまちなみを通して、心の豊かさを高める快適空間の創出を図っていきます。

区民・問7
「環境面からみた新宿区の将来像について」
の結果

基本目標 2：資源循環型の社会を構築します（資源循環）

ごみ分別や 3 R に関する情報提供などの普及啓発活動や、リサイクル活動センターの事業などにより、ごみの減量化が着実に図られるなど、取り組みに対する区民の満足度は比較的高く、資源循環型社会の考え方は区民に着実に浸透しつつあります。

また、ごみの排出抑制や資源循環に配慮した生活をおくっても排出されるごみについては、安全、適正に処理するとともに、路上などに放置される不法投棄ごみについても、区民や警察などと協働するなど監視体制を強化し、発生抑制や再発防止につなげていきます。

その上で今後は、「リフューズ（必要のないごみになるものを断る、買わない）」や「リデュース（ごみを減らす、排出抑制）」といった、そもそものごみを出さない考え方をさらに浸透させながら、出してしまったごみについては、資源としてのリサイクルを念頭に置きながら、適正に処理するなど、資源循環型の社会を構築していきます。

区民・問 2

「身近な環境についての満足度、重要度」
「⑦ごみの減量や再使用、リサイクルの推進」
の結果

基本目標３：安全安心な暮らしを守ります（身近な生活環境）

区民意識調査において、「公害の監視や規制」「有害汚染物質対策」に関しては重要であると答えている人が多くなっています。

新宿区では、大気汚染や水質汚濁といった、いわゆる従来型の公害については改善傾向を示していますが、今後はこれらの継続的な対策とともに、近年増加している飲食店からの臭気問題や、建設現場、繁華街での騒音問題など、商業都市ならではの問題についても対策を講じていきます。

有害化学物質対策については、事業者と区民による意見交換会を開催するなど、リスクに関する情報公開も進んでおり、今後も事業者などに対し、リスクコミュニケーション（化学物質の意見交換）の仕組みに対する普及啓発を図るなど、積極的な対策を行っていきます。

このように、公害問題や有害化学物質の対策については、今後もさらに監視や規制指導を促していくとともに、産業活動や商業活動の停滞を招くことなく、新宿区の特長を活かしながら、区民が安全安心に暮らしていける環境を守っていきます。

区民・問２
「身近な環境についての満足度、重要度」
「⑤公害の監視や規制」
「⑥有害汚染物質対策」
の結果

基本目標 4：地域に根ざしたエネルギーの確保と効果的利用を目指します

(エネルギーマネジメント)

東日本大震災以降、全国的にエネルギー問題に対する意識が向上し、新宿区においても区民や事業者の意識に変化をもたらせています。

新宿区は昼夜を問わず多くの人が集まり、多くの企業や商業施設が集積していることもあり、節電行動ひとつを取っても、一人ひとりにとっては小さなことでも、多くの人が取り組むことにより、莫大なエネルギー消費が抑えられ、ひいては、多大なエネルギーの確保が可能となってきます。

また、以前から学校や事業所などでの太陽エネルギーや風力といった自然エネルギーを活用したシステムの導入や、新宿副都心における地域冷暖房といった再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した取り組みが行われてきましたが、今後もますます普及拡大していくことが予想されます。

そのような中で、節電のさらなる取り組みや、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用など、地域や施設の実情に合わせた様々な「創エネ」を実現し、各地域に根ざした地域分散型エネルギーを創り出していきます。

区民・問3
「エネルギー問題に関するあなたの
考え」
の結果グラフ

事業者・問2
「エネルギー問題に関する貴事業者
の考え」
の結果グラフ

基本目標 5：新たな都市モデルとなるクールアイランドの形成を目指します

(地域・地球環境保全)

地球温暖化、ヒートアイランド現象などは益々顕著となっており、各種取り組みとともに構造的な要因からの対策が求められるようになってきました。

区では平成 23 年 3 月に地球温暖化対策の実行計画となる「新宿区地球温暖化対策指針」を作成しました。この指針では、地球温暖化対策を効果的に進めるために、区民、事業者、区の取り組みを場面ごとに細かく設定しており、区民や事業者の行動配慮指針となっており、地球温暖化対策については、この指針に基づいた施策や取り組みを着実に推進していきます。

また、ヒートアイランド現象を解消する方法に、「緩和策」と「適応策」という 2 つの方法があげられますが、「緩和策」とは、人工排熱の低減や都市形態の改善など、ヒートアイランド現象の原因を直接削減する対策のことで、以前からいろいろな対策が施されており、今後はみどりの活用や交通流対策など都市構造の改善という視点も交えながら、引き続き対策を進めていきます。

一方で、「適応策」とは、ヒートアイランド減少がもたらす健康への影響や大気汚染等の影響を可能な限り軽減する対策を指し、軽装（クールビズ）の励行や日傘の利用、みどりの活用など、区民や事業者のちょっとした工夫についても励行していきます。

このように、地球温暖化、ヒートアイランド対策については、都市構造の改善といったハード対策から打ち水大作戦、みどりのカーテンなどのイベント的なソフト対策を区民、事業者、NPO 団体、行政などで連携しながら、効果的な対策を推進することにより、低炭素型社会を実現したクールアイランドの形成を目指します。

区民・問 7

「環境面からみた新宿区の将来像」の結果

3-2. 横断的な取り組み

各個別の環境要素をつなぐ横断分野を位置づけ、“縦横両軸”による施策体系として構築します。このことにより、各基本目標の実現に向けて底辺を押し上げる着実な取り組みを進めるとともに、各分野間の連携・協働による相乗効果や新たな取り組みへの発展、まちづくりや社会・経済面への展開などが期待されます。

また、これらの横断的な取り組みの中で、「新宿力」を最大限に発揮し、「新宿らしさ」へとつなげていきます。

(1) 区民・事業者の取り組みを一層促す仕組みづくり（参加と協働）

第一次計画では、「ともに環境を改善する」ということで、区民や事業者、行政などが連携・協働して、新宿の環境を改善する取り組みを進めてきました。

また、環境活動への参加意向として、区民では「買い物をする際、環境に良い商品を選ぶ」や「リサイクルや資源回収活動」といった日常生活において、すぐ取り組める活動への意向が高く、事業者では「新宿打ち水大作戦」や「一斉道路美化清掃活動」など、区民や地域と一体となった活動への参加意向が高くなっています。

このように、今後、身近な活動を通し、区民・事業者が連携・協働し、積極的に環境対策に参加できるようにするとともに、環境教育・学習の展開、環境活動の場の確保などによる取り組みを促す仕組みづくりを強化し、新宿区に関わる全ての人の力を持って、よりよい環境を創造していきます。

また、環境問題に意識がない区民や来街者に対しても、意識向上の啓発を行なうための情報発信を展開していきます。

区民・問5の結果グラフ

事業者・問7の結果グラフ

(2) 環境配慮型の先進的なモデルケースの創出（環境と経済の両輪推進）

新宿区の特長として、企業（民生業務部門を中心とした中小企業）の集積や大学などの学術研究機関の集積があげられます。事業者意識調査の中で「環境」を「企業の社会的責任の一つ」や「社会貢献活動の一つ」として位置づけている事業所が多く、事業活動を行ううえで「環境」に配慮すること、社会的に大きな影響を及ぼすものであるとの認識が持たれています。

一方で、環境に配慮した取り組みを行う上で、「資金不足」や「ノウハウ不足や技術的に困難」といった課題をあげる事業者も多く、そのひとつの解決策として、「自治体や国との連携」や「同業他社との連携による情報交換や技術研鑽」を求める声も多くなっています。

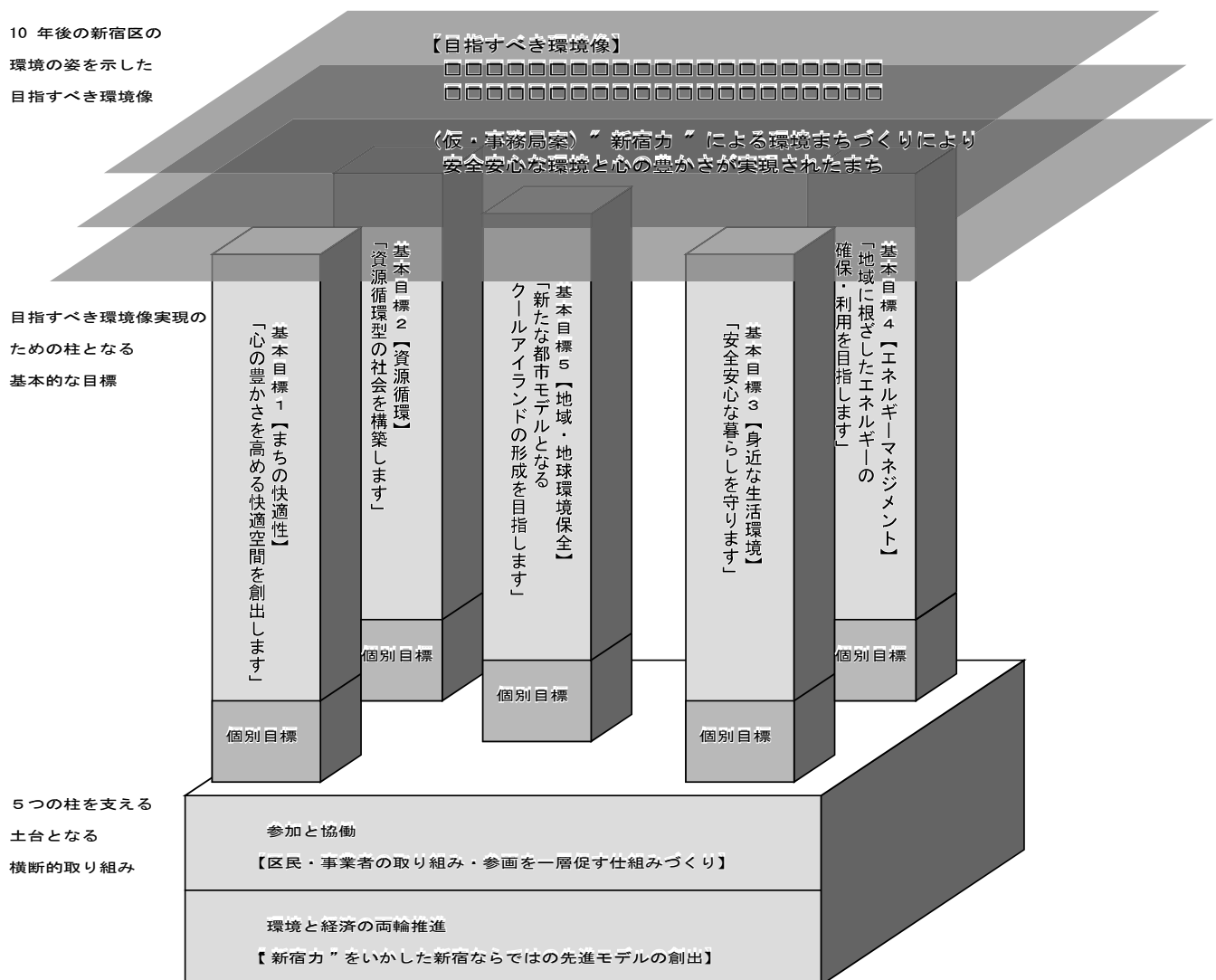
そのような中で、産学官の連携による新たな環境ビジネスの展開など、環境配慮型の先進的なモデルケースを創出し、環境と経済の両輪推進による豊かな新宿区の形成を目指します。

事業者・問 6-1 の結果グラフ

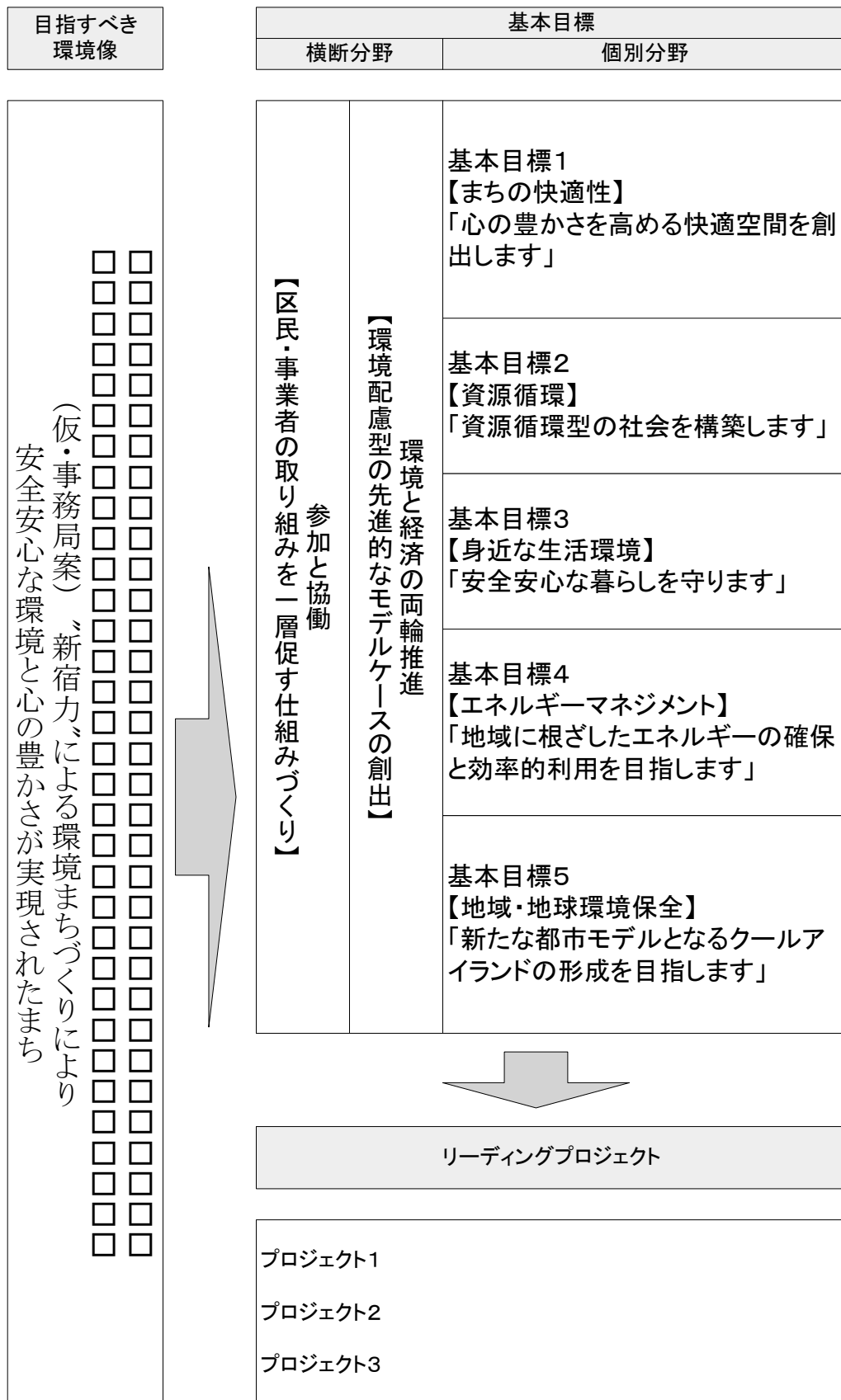
事業者・問 4 の結果グラフ

事業者・問 5 の結果グラフ

■目指すべき環境像と基本目標、横断的取り組みの関連模式図



■施策体系図



個別目標	施策体系
1-1自然とのふれあいの場の創出	①生き物の生息できる環境づくり ②水辺の環境整備の推進 ③生物多様性に関する意識啓発
1-2都市のアメニティの確保	①きれいなまちづくりの推進 ②人に優しい快適な道づくり ③景観形成の仕組みづくり
2-13Rの推進	①リデュース(ごみの発生抑制)の推進 ②リユース(再使用)、リサイクルの推進
2-2ごみの適正処理	①産業廃棄物・建設副産物の適正処理 ②不法投棄の抑止
3-1公害対策	①環境監視及び公害の監視・規制指導の充実 ②生活型公害の対策促進
3-2有害汚染物質対策	①有害化学物質対策の実施 ②災害によるリスクの軽減
4-1省エネ・省資源の推進	①省エネルギーの推進 ②省資源の推進
4-2創エネ・蓄エネの推進	①再生可能エネルギーの活用 ②未利用エネルギーの活用
5-1ヒートアイランド対策の推進	①みどりの充実 ②都市構造の改善 ③適応策の普及促進
5-2地球温暖化対策の推進	①温室効果ガス削減のための仕組みづくり ②環境にやさしい交通対策 ③低炭素まちづくりの促進

第4章 リーディングプロジェクト

ここでは、今後 10 年の計画期間の中で、「新宿らしさ」を具現化し、本計画のシンボルとなる取り組みを「リーディングプロジェクト」として示します。

第4章 リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトとは、目指すべき環境像実現に向けて、「新宿力」の活用を具現化し、「新宿らしさ」を前面に押し出した取り組みや活動を、計画期間の10年で着実に推進し、結果を出していくプロジェクトです。

【リーディングプロジェクト設定の考え方】

①本計画全体のシンボルとなるもの

5つの基本目標から展開される施策を複合的に組み合わせ、区民、事業者、行政、関係団体などの様々な主体が連携・協働して取り組むことにより、本計画全体のシンボル（象徴）や推進力となるものとして設定しました。

②「新宿力」を原動力とし新宿らしさ（オリジナル性）のあるもの

新宿の強みである「新宿力」を根本的な原動力とし、新宿の環境特性や現状に合致し、相乗的な効果が期待できる新宿らしさのあるものとして設定しました。

③地域・地球環境を見据え先進性のあるもの

首都東京の都庁舎がある区として、また世界一の乗降客数を誇る新宿駅を有する実質的な日本の中心都市として、区内のみならず東京都全体、日本全体にインパクトを与えるような、今後の地域・地球環境を見据え率先的に取り組むべき先進性のあるものとして設定しました。

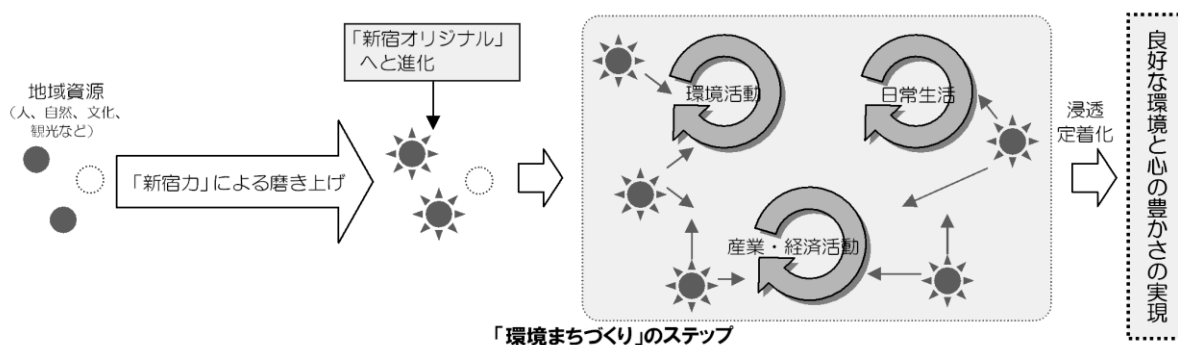
リーディングプロジェクトでは、具体的な達成目標や推進手法を明確にし、進捗状況の適切な管理を行うことにより、10年の計画期間にすべてのプロジェクトが実施され、目標を達成することを目指します。

■リーディングプロジェクトの具体展開例

リーディングプロジェクトは、新宿区の“環境まちづくり”の理念に則り、下図のようなステップにより展開されるものです。

- ①新宿区のもつ魅力や地域資源・新宿らしさを発掘します
- ②環境面の視点から“新宿力”により磨きをかけ、「新宿オリジナル」（環境価値）を創造します
- ③それを区民・事業者などの活動に組み込み、各主体の連携・協働により展開します。
- ④こうした展開が浸透定着化することにより、日常生活、産業・経済活動などに相乗的な効果が期待されます（経済と環境の両輪推進、環境活動の定着化など）

以上のような展開により、目指すべき環境像である「良好な環境と心の豊かさの実現」を具現化することが期待されます。



1 □□□□□□□□□□プロジェクト

[illegible]

【プロジェクトの概要】

[illegible]

【「新宿力」の連携】

連 携	具体的な展開
区＋区民＋事業者	
区＋小中学校	

【達成目標】

項 目	現 狀	目 標

【スケジュール】

項 目	スケジュール									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34

第5章 個別施策と各主体の取り組み

ここでは、5つの基本目標ごとの個別施策と、参加・協働のあり方や環境と経済の両輪推進といった横断的取り組みに関わる区民や事業者など各主体の環境配慮指針を示します。

第5章 個別施策と各主体の取り組み

基本目標1：心の豊かさを高める快適空間を創出します（まちの快適性）

5-1-1. 自然とのふれあいの場の創出

公園や緑地、神社仏閣などのみどりのまとまりや河川などの水辺は、都市に生息する生きぎをもたらし空間ともなります。

このような自然とのふれあいの場を活用、整備し、都市生活における自然との関わりを意

	区 民	事業者
①生き物の生息できる環境づくり	○庭やベランダなど身近な場所での環境づくりに取り組む。 ○公園サポーターに登録するなど、公園や学校でのビオトープづくりや管理運営に積極的に関わる。 <学校> ○生き物の生息場所の地域拠点としての学校ビオトープづくりを推進する。 ○学校ビオトープを活用して、児童・生徒への環境学習を行う。	○区や区民との協働事業や自然学習会などに参画・参加する。
②水辺の環境整備の推進	○「神田川ファンクラブ」など川に親しむ活動に主体的に取り組む。	○水辺でのイベントや活動などに参画・参加する。
③生物多様性に関する意識啓発	○ペットなどの生きものを最後まで責任を持って育てる。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系に乱さないようにする。	○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系に乱さないようにする。

■環境指標

項 目	現状	目標
“新宿中央公園ビオトープの会”の会員数		
神田川親水テラスの利用者数（一般開放時）		

物の貴重な生息・生育の場であるとともに、人々にとっても自然を感じ、やすらぎやくつろ

識しながら、快適に過ごすことのできる空間を創出します。

区	参加と協働	環境と経済の 両輪推進
○公共空間を活用し、生き物の生息場所を確保するなど、生息場所の地域拠点の拡充を図る。 ○生き物の生息場所の地域拠点や学校ビオトープと新宿御苑や戸山公園などのまとまりのある大規模緑地等をつなぐ緑のネットワークを形成する。 ○おとめ山公園と隣接する公務員宿舎の跡地等をあわせた「区民ふれあいの森」を整備し、区民が自然とふれあう場を提供する。 ○区内の生き物の生息場所を活用した環境学習メニューを作成し、区民や事業者が取り組む機会を提供する。	○生き物の生息場所の計画づくりから管理運営までを区と区民、事業者が協働で行う。 ○学校と地域住民が連携して、学校ビオトープの整備、管理を行う。 ○水辺でのイベントや区民の活動や取り組みの支援などを通して、区民の要望や提案を水辺の環境整備や活用に取り込む仕組みづくりを進める。 ○講演会や勉強会などを通して、地域の生態系の保全や生物多様性のあり方などの意識を区民、事業者、区で共有する。	○自然環境や生物多様性から受ける恩恵、これらが失われた場合の影響や損失等を見える化する。
○河川整備事業を施行する東京都や隣接区などと連携し、親水施設や河川公園などを整備するなど、河川空間の親水性を向上させる。 ○「神田川親水テラス」や「神田川ふれあいコーナー」などを活用して、区民に水辺とふれあえる場を提供する。		
○「生物多様性」の大切さを理解するための講演会や勉強会などを開催し、区民や事業者への意識啓発を図る。		

項 目	現状	目標
神田川生き物実態調査における確認種数		

第6章 推進体制と進行管理

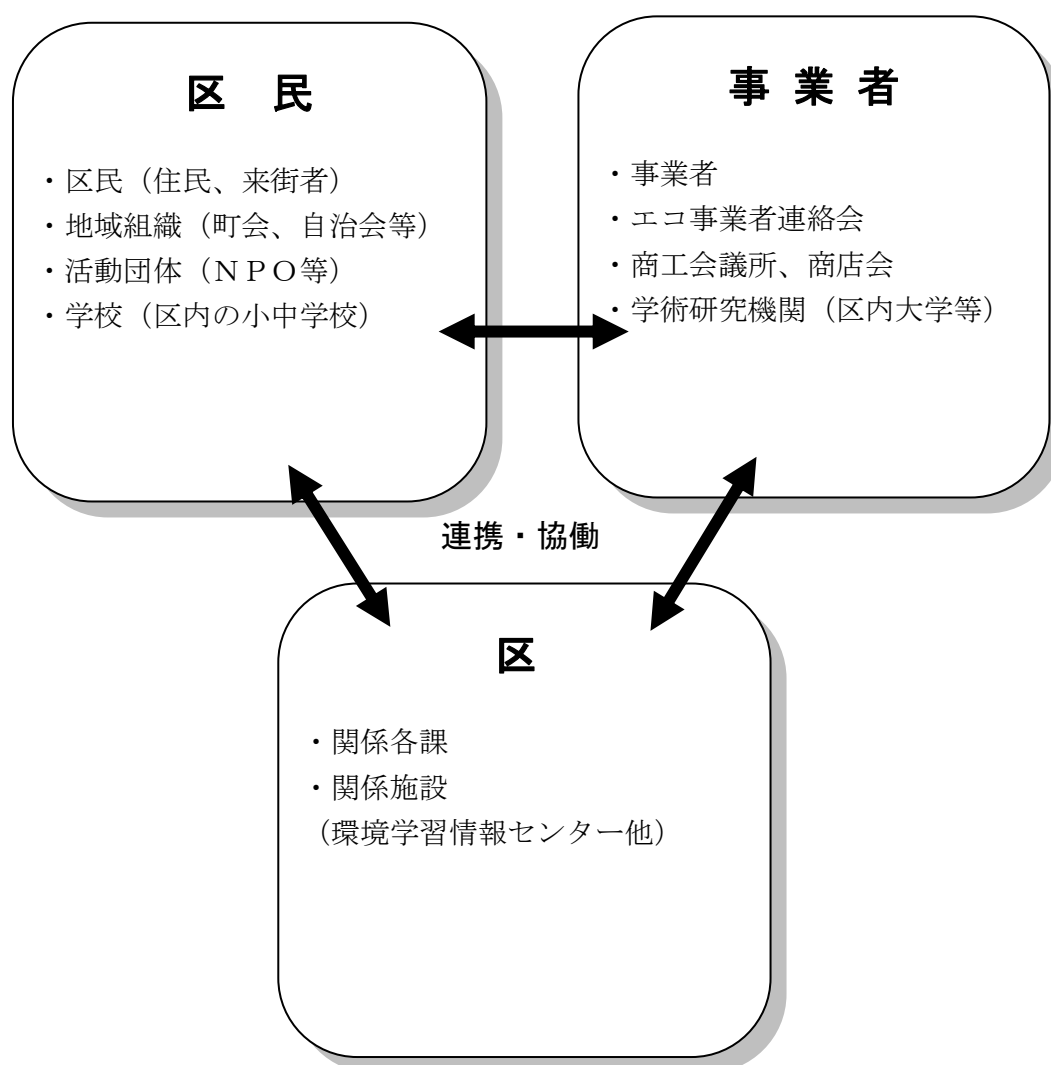
ここでは、本計画に掲げられているリーディングプロジェクトや各種施策が着実に実施され、適切で確実な進行管理を行うための推進体制について示します。

第6章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

各種施策や取り組みの実行は区民・事業者・区の3者の連携・協働により、着実に推進していきます。

区は、下図に示すように新宿区に根ざした活動や取り組みを行っている既存の組織や会議体と連携した推進体制を構築し、環境学習情報センターを拠点として、区民・事業者と区が連携・協働して行う取り組みを支援していきます。



2 計画の進行管理

計画の進行管理は、新宿区環境審議会が中心となり、以下の「PDCAサイクル」によって、基本理念及び目指すべき環境像の実現に向けた継続的な管理を行っていきます。

① 計画（P : Plan）

計画の策定や見直しによって、基本理念及び目指すべき環境像を実現するための行動目標を設定していきます。

② 実行（D : Do）

計画に基づいて、区民・事業者・区が、環境学習情報センターを拠点として、区内各地で具体的な取り組みを行います。

③ 評価（C : Check）

基本理念及び目指すべき環境像が実現に向かっているかを、基本目標ごとに定められた環境指標やリーディングプロジェクトにおける達成目標によって評価します。

なお、これら目標に係わる数値などは毎年「環境白書」を通じて、区民・事業者に公表します。また、必要により、各種活動団体からなる円卓会議や区民討議会を開催するなど、広く意見を聴取し、評価に反映させていきます。

④ 見直し（A : Action）

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、必要に応じてリーディングプロジェクトの見直しや新たな取り組みを検討していきます。

